

# 不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携事業委託仕様書

学事課

1 件名 不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携事業

2 委託期間 契約締結日～令和3年3月31日

3 目的

本事業は、フリースクールに通う不登校児童生徒にインターネットを活用した学習支援に加え、実技や体験活動を取り入れ、多角的な観点から学習の機会を確保するとともに、学習支援を実施する際の留意事項や望ましい学校・保護者との連携の在り方について検証することを目的としている。

4 受託場所 千葉市内の民間フリースクール

5 受託者 上記4のフリースクールを運営する者

6 事業概要

支援対象者	千葉市立小中特別支援学校に在籍しており、対象となるフリースクールに通っている児童生徒
指導日数	年間180日程度（1日2時間程度）
学習支援対象者定員	年間のべ60人以上
実施体制	学習支援者2名

※具体的な実施方法（実施曜日・実施時間帯）や開始日等については、事業者決定後に、千葉市教育委員会学事課と協議の上決定するため、柔軟に対応すること。

※年間を通じた継続的な学習支援を実施するため、学習支援者については通年で同じ支援者が配置できるようにすること。

7 フリースクールの条件等

- (1) 市内に施設があること
- (2) これまでに千葉市立小中特別支援学校に在籍する児童生徒を受け入れ、出席扱いとされた実績があり、令和2年度4月当初も4名以上の受入が見込まれること。
- (3) 次の条件を満たす学習支援者をそれぞれ1名ずつ確保できること。
  - ① 教員免許取得者で、学校現場で児童生徒の指導に5年以上勤務経験を有する者
  - ② 臨床心理士の資格取得者等で、児童生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する者
- (4) 学習に使用する機器
  - ① フリースクールの児童生徒が使用できるインターネットに接続したパソコン、又はタブレットを児童生徒の人数に対応した台数を備えることができること。
  - ② 学習に使用するパソコンやタブレットは、学習支援ソフトをインストールすることが可能であり、かつ、正常に作動する環境を備えたものであること。
- (5) 実技や体験活動
  - ① 実技や体験活動をする場を確保できること。
  - ② 実技や体験活動を指導する支援者を確保できること。

## 8 支援対象者

千葉市立小中特別支援学校に在籍しており、対象となるフリースクールに通っている児童生徒で、学習支援を受けながら継続的にパソコンやタブレットによる学習に加え、実技や体験活動の学習を行うことができる者（年間のべ60人以上）

## 9 学習支援の内容

- (1) 児童生徒がパソコンやタブレットを用いて提供された学習支援ソフトに取り組む際に円滑に学習が進められるように支援する。(ソフト使用のための支援)
- (2) 学習支援ソフトからの学習課題や情報提供を受けながら、個々の児童生徒の学力等に応じた学習支援や自立支援を行う。(学力向上・自立のための支援)
- (3) 実技や体験活動を取り入れ、効果的に学習が進められるように支援する。(実技や体験活動のための支援)
- (4) 必要に応じて参加児童生徒の保護者への教育に関する支援として面談等を実施する。

## 10 学習支援ソフトの概要

- (1) 相当学年の教材や映像授業を提供するだけでなく、個に応じた教材を提示し、必要に応じて苦手な部分を説明したり、学年を遡って学習したりすることが可能であるもの。
- (2) 児童生徒の学習状況を随時フリースクールの指導者や保護者及び在籍校に提供できるもの。

## 11 実技や体験活動の概要

- (1) 実技・・・科学実験、図画工作、運動など
- (2) 体験活動・・・自然体験、社会奉仕的体験、職業体験など

## 12 報告書

本事業における最終的な成果と課題を明示した報告書を作成し、千葉市教育委員会に提出する。(インターネットを活用した学習・実技や体験活動を取り入れた学習、自立支援の留意事項、望ましい学校・保護者との連携の在り方等について記述) A4版 4枚程度 5部提出

## 13 情報の取扱いに関する事項

事業の実施にあたって取り扱った個人情報については守秘義務を課し、業務履行後および業務から退いたのちも同様とする。

## 14 費用負担

- (1) 指導料、学習支援ソフト使用料、学習支援ソフト導入費用、実技・体験活動に係る費用、報告書作成費、諸経費が委託料に含まる。
- (2) 年2回(上半期・下半期)の完了払いとする。

## 15 その他

- (1) 受託者は翌月10日までに、学習支援者の勤務状況と参加児童生徒の出席日数および学習状況について、千葉市教育委員会学事課が定める事業実績報告書にて報告すること。
- (2) 受託者は、事業を実施する上で、支援対象者に損害が起きた場合や支援対象者が第三者等に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。また、あらかじめ事故などの不測の事態に対応できる体制を整えるとともに、万が一、事業実施中に事故が発生した場合には速やかに千葉市教育委員会学事課に報告すること。